

戸籍謄本等の提出について

富山家庭裁判所

以下の対象事件の申立ての際に提出する戸籍謄本（改製原戸籍謄本、除籍謄本を含む）、全部事項証明書、戸籍附票、住民票の写し、認証文のある法定相続情報一覧図については、**原本又は写し（コピー）のどちらか**をご提出ください。

※資格証明書（法定代理権を証する書面等）については、原本を提出してください。

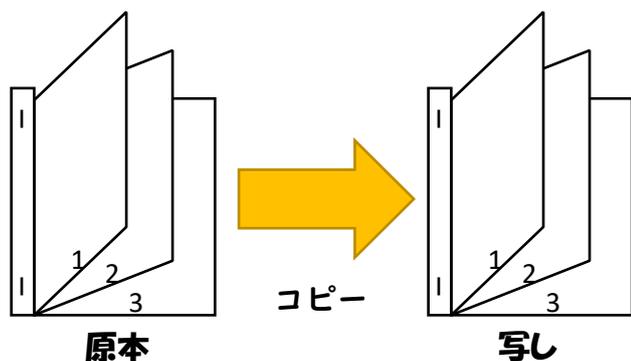
***一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しすることができません。**

△対象事件は次のとおりです。

- (1) 相続放棄事件（相続放棄申述事件、相続限定承認申述事件、相続放棄取消申述事件、相続の承認・放棄の期間延長申立事件）
- (2) 遺言書検認申立事件
- (3) 財産管理事件（相続財産管理人選任申立事件、相続財産清算人選任申立事件、不在者財産管理人選任申立事件）
- (4) 遺産分割事件（遺産分割申立事件、遺留分侵害額請求事件）

《 写しを提出される方へ（留意事項） 》

【コピーの取り方・綴じ方】



※申立前にコピーをご準備の上、提出してください。

（裁判所の職員は、コピーをすることはできません。）

※全てのページをコピーしてください。手続に関係のない人しか記載されていないページも含めて全てのコピーが必要です。

※原本と同じように、ステープラー（ホッチキス）で綴じてください。

【コピーの悪い例】

✕ 両面コピー

✕ 拡大・縮小

✕ かすれ・欠け

✕ 落丁・乱丁

- ・両面コピー、拡大コピー、縮小コピー、2in1、4in1などはせず、原本の形状通りにコピーしてください。
- ・かすれや欠けはないか、記載内容が正しく読めるか、確認してください。
- ・ページの抜け落ちや重複がないか、正確な順序で並んでいるか、別の戸籍のコピーや関係のない書類が混ざっていないか、確認してください。



担当裁判官の指示により、原本の提出を求めることがあります。また、コピーが不鮮明な場合など、記載内容を正しく読めない場合には、あらためて正確な写しの提出を求めることがありますので、裁判所の審理が終了するまで原本は大切に保管してください。